

京都市観光振興推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月16日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第44号

京都市観光振興推進会議規則の一部を改正する規則

京都市観光振興推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「市長が指名する区長」を「区長及び区役所支所長」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 観光政策監

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業観光局観光部観光企画課)